

事務連絡

平成30年8月13日

行政経営課長 様

障害福祉課長

事務処理ルールによらない秦野市障害者グループホーム家賃助成金の支払いについて（報告）

秦野市障害者グループホーム家賃助成金の支払いについて、不適切な事務処理事案がありましたので、次のとおり報告いたします。

1 事案の概要

平成30年7月12日に本市のグループホーム家賃助成対象者の保佐人から、対象者の預金口座に「秦野市障害福祉課の名義で、振り込まれている金額があるが、何のお金か」という問い合わせがあり確認したところ、担当職員が平成29年7月にグループホーム家賃助成の申請書を受領した後、申請書を放置し、支給決定を行うための内部手続き事務を怠ったうえ、同担当職員の個人負担により支払いを行っていたことが判明しました。

2 助成金の額

(1) 正当な助成金の額

120,000円

家賃助成を申請した平成29年7月からグループホームを退所した平成30年6月までの12か月分

(2) 担当職員が個人負担で支払った額

50,000円

3 処理の経過

(1) 家賃助成を申請していた方への対応

平成29年7月10日に「障害者グループホーム家賃助成金支給申請書兼請求書」が提出されているため、速やかにその内容を審査し、支払い等の手続きを行いました。

(2) 議会対応

8月3日、議会事務局長から正副議長へ報告。同日、各会派の代表者及

び文教福祉常任委員会委員へ説明。同時に、議会事務局から各議員のタブレット端末へ別紙「事務連絡（市議会議員宛て）」を送付しました。

(3) 記者発表

8月3日、別紙により各報道機関へ報告しました。

4 原因

平成29年7月に受領した申請について、対象者が市外在住（住登外）であったり、他市の生活保護を受給しているなどといったり、通常の申請に比べ確認しなければならない項目があり、より慎重に取り扱うべき申請と認識したが、事務手続きの方法がわからないまま他の職務に追われ、時間が経過し、周囲にも相談をせずに放置してしまった。その後、同年12月にグループホームから助成金の支給がないとの問い合わせがあり、慌ててすぐに振り込むと回答してしまっただが、その時点でも周囲に相談をせず、公金での支払いではなく自分（担当職員）のお金で支払いを行えば、事は収まるのではないかと考え、平成29年12月から平成30年6月の間、3回にわたり個人で負担をしていた。

申請を放置したうえ、正当な事務手続きを行わず、また、相手方への支払いを個人で負担したことなど一連の行為は、組織として事務を行っている以上、法令等を順守した事務の執行に反することになります。

5 再発防止のための取組み

(1) 職員の意識を高める研修の実施と職場環境の改善

公務員としての基本的な義務である法令遵守や適正な事務処理を行うことの重要性の徹底を図るため、職員研修を継続的に実施します。また、上司への適切な報告、連絡、相談の徹底や課内の意思疎通を十分図れるようミーティングを開催したり、積極的な声掛けをするなど職場内のコミュニケーションを密接にとれるようにします。

(2) 事務処理の進行管理の徹底

事務手続きにおいて適切な処理を行うため、受付後の申請書の取り扱い方法を含めた業務マニュアルを見直します。また、上記ミーティング等を活用し、管理職職員が業務の進捗状況を確認します。

事務担当は、障害福祉課・山本です。

内線 2151